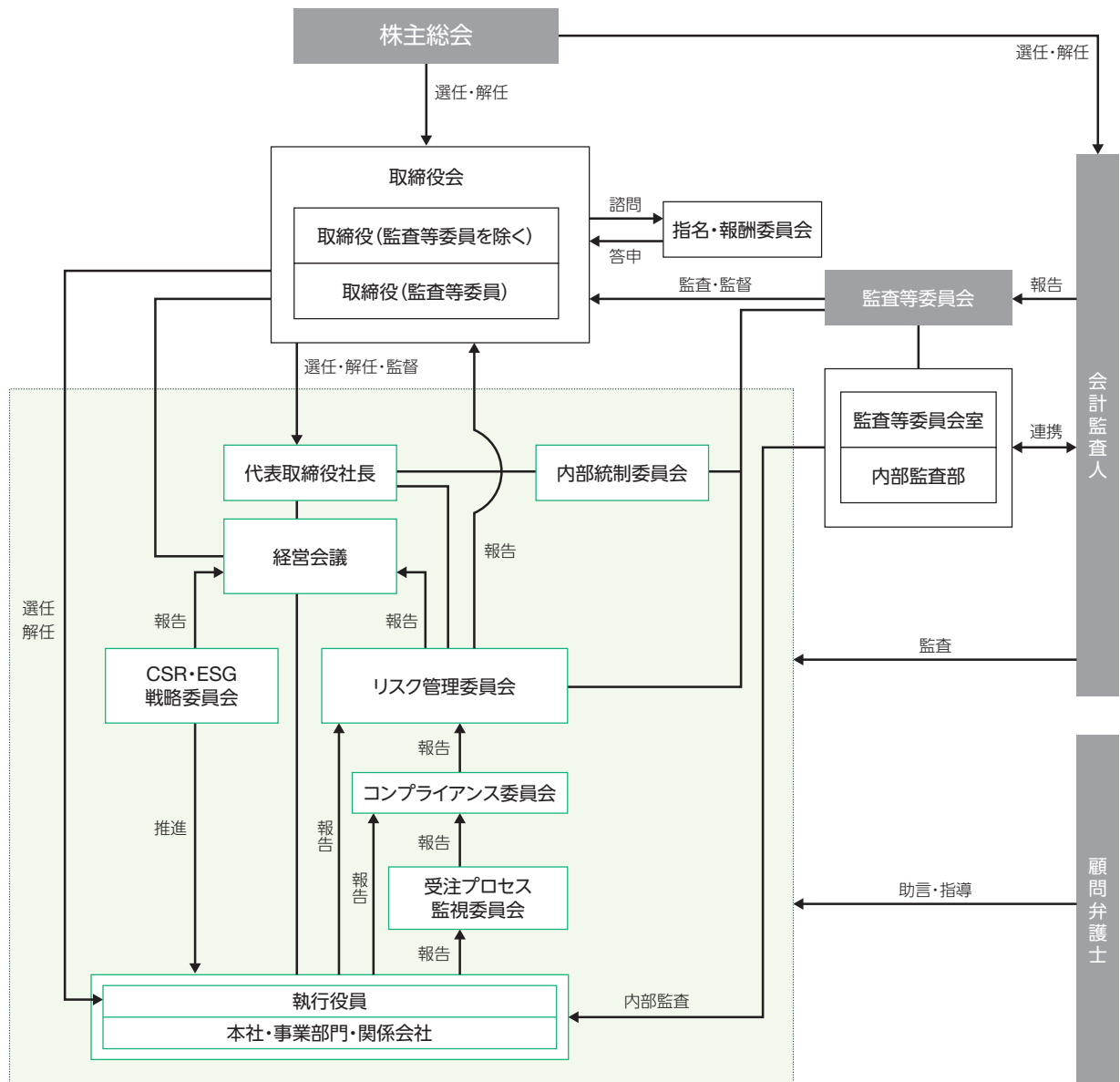








コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、「人や社会、環境の調和を尊重する企業グループ」として、全てのステークホルダーとの信頼関係を大切に、公正、透明、自由な競争を基本に開かれた企業活動を実践する中で、喫緊の社会課題である、気候変動に代表される環境問題や脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進し、中長期的な持続可能性を追求するとともに、コンプライアンスの徹底のための施策を通じて、企業価値の向上に努めております。

コーポレート・ガバナンス体制図



 社内男性役員
  社外男性役員
  社外女性役員

機関	取締役会	監査等委員会	指名・報酬委員会
構成	 11名(社内7名+社外4名、内女性1名) 議長:代表取締役会長	 4名(社内1名+社外3名、内女性1名) 議長:常勤監査等委員	 3名(社内1名+社外2名) 議長:社内取締役
目的・権限	<p>当社の取締役会は、実質的な討議を可能とする人数にとどめ、法令で定められた事項や経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督しております。</p>	<p>監査等委員は、取締役会において議決権を行使するとともに、経営会議等重要な会議に出席するほか、定期的に監査等委員会連絡会を開催し、監督機能を充実させ、実効性を高めるように努めております。</p>	<p>取締役候補者および取締役の報酬に関する事項を審議・決定し、取締役会に答申しております。</p>
開催実績 (2020年度)	9回	5回	3回

※当社は2020年の第51回定時株主総会にてご承認を経て、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2020年度の監査等委員会開催実績には監査役会の開催実績2回を含めて表示しております。

取締役会の充実・実効性確保・向上

取締役会の実効性評価

当社の取締役会は、各事業分野に精通した業務執行経験者および、財務・行政分野に精通した学識経験者、企業法務に精通した弁護士、財務・会計・税務に関する専門的知見を有している税理士、環境・サステナビリティを専門とする企業経営者の社外取締役で構成されております。また監査等委員会は、常勤監査等委員1名と上記学識経験者を除く社外取締役監査等委員3名で構成されております。

2021年6月の株主総会において女性の社外監査等委員も選任され、今後も経営に一層の多様な価値観を反映させるように努めてまいります。

なお、取締役会終了後に適宜意見交換会を実施し取締役会の実効性や機能向上に努めております。

また、当社は、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させるため、全取締役を対象に、取締役会の構成、運営等に関し、アンケートを実施しております。

取締役のトレーニング

当社は取締役に限らず、広く全従業員に対し、業務上必要な知識の習得および資格取得のためさまざまな社内研修の機会を用意するとともに外部研修への自主的な参加を支援しております。

取締役、執行役員等に対しては、必要な知識の習得や適切な更新の機会として、毎年研修会を実施しております。

新任の取締役および執行役員に対しては、その役割と責務についての研修会を実施しております。

監査等委員である取締役は、日本監査役協会等が開催する研修会に参加し、必要な知識の習得、監査等委員である取締役の役割と責務の促進に努めております。

なお、各研修については会社が費用を負担しております。

取締役の選任・解任

選任・解任のプロセス

当社では、経営陣幹部の選任については、人望、品格に優れ、高い倫理観をもち、業務遂行上健康で、経営に関し客観的判断能力を有し、先見性、洞察力に優れ、出身の各分野において幅広い知見と豊富な経験を有していることを選任方針としております。

また、社外取締役2名を委員、社内取締役1名を委員長とした指名・報酬委員会を設置し、取締役の重任・選任・解任について審議、決議し、株主総会で選解任を諮るため、取締役会に決議内容を答申しております。

取締役の報酬

報酬制度ならびに報酬決定のプロセス

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、代表取締役が指名・報酬委員会へ方針を諮問し、その審議による答申を受けた後、取締役会の決議により決定しております。具体的には、取締役(監査等委員および社外取締役を除く)の報酬の種類とその割合の目安を、固定報酬としての基本報酬60%、業績連動報酬30%、非金銭報酬としての株式報酬10%とし、算定することといたしております。

業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、当社の業績、中期経営計画の各事業年度の目標値に対する達成度および従業員の賞与水準等に基づいて算出し、決定する方針としており、2020年度については、当該業績指標を反映し算出しております。

非金銭報酬については、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を取締役に支給することとしております。その具体的な支給時期および配分については取締役会において決定しております。

また、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみで構成され、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定する方針としております。

当社は、取締役会の決議に基づき、代表取締役が取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定について委任を受けております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬および業績連動報酬の具体的金額、支給時期であり、また、これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も熟知し、総合的に取締役の報酬額等を決定できると判断したためであります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員および社外取締役を除く)	310	159	122	27	9
取締役監査等委員(社外取締役を除く)	15	15	-	-	1
監査役(社外監査役を除く)	5	5	-	-	1
社外役員	37	37	-	-	5

(注) 1. 業績連動報酬の額は、2020年度に係る賞与であります。

2. 非金銭報酬として、対象取締役(監査等委員および社外取締役を除く)7名に対し11,571株の株式報酬を交付しております。

監査の状況

監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会監査は、監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査の計画および業務の分担等に従い、取締役会で議決権を行使するとともに、その他重要会議に出席し、取締役等に報告を求め、重要な書類を閲覧し、各部門や当社グループ会社の業務および財産の状況を調査し、公正かつ的確に監査を実施しております。

内部統制システムについては、取締役等および内部監査部門からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しております。

会計監査については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および相当性について検証するとともに、その職務の執行状況について報告を受けております。また、必要に応じ説明を求めあるいは会計監査人の監査に立ち会うこととしております。

内部監査の状況

当社における内部監査の実施部門である内部監査部は7名で構成され、監査等委員会直轄の組織となっております。当社各部門および当社グループ会社に対し、監査計画に基づき、統制監査においては、①業務の有効性・効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動にかかわる法令順守、④資産の保全の視点で、業務監査においては、①経営目標の達成支援と不正の撲滅、②内部統制システムが有効的に機能しているかのモニタリングを目的に内部監査を実施しております。

監査結果は監査等委員会に報告され、必要に応じ社長および会計監査人へ報告書が提出されております。

会計監査の状況

会計監査人については、有限責任監査法人トーマツと契約を締結し、会計監査を受けています。

会計監査人に対する報酬

区分	2019年度		2020年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	64	3	60	2
連結子会社	-	-	-	-
計	64	3	60	2

当社における非監査業務の内容は、収益認識基準に関する会計基準の適用による会計方針の検討に関する助言業務であります。

監査等委員会監査、内部監査および会計監査の連携ならびに内部統制部門との関係

監査等委員会は、効率的かつ実効的な監査の遂行のため、監査計画策定やその他監査に関し内部監査部と緊密な連携を保っております。また、必要に応じ内部監査部あるいは各部門に対して、内部統制システムの状況およびリスク評価等について報告を求めております。

会計監査において、監査等委員会は、会計監査人と適宜意見交換を行い緊密な関係を保っております。監査計画、重点監査項目および監査実施状況を把握し、情報交換を図り、協議を行った上で、四半期および期末には会計監査結果の総合的かつ詳細な報告を受け、連携を強めております。

内部監査部は、統制監査において会計監査人と連携して監査評価を取りまとめるほか、内部監査等により不適切な行為が判明した場合、監査等委員会の指示により内部統制部門である本社各部門および会計監査人と連携し、原因分析や再発防止策を協議し、内部監査において重点的に監査等を実施することとしております。